

地研通信

発行人 東福寺 一郎
編集人 南 有 哲
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
津市一身田中野157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341
題字 岡本祐次元学長

20年目を迎えた地研

- 室長就任にあたって -

東福寺 一郎

尾崎前室長が昨秋より学生部長に就任されたことに伴い、本年4月より地研室長に就任いたしました。私は地研創立当初から研究員として名を連ねておりましたものの、室長という重責を担うのは初めてですので、何かと不行き届きな面もあろうかと存じますが、私へのご指導ご鞭撻とともに、当研究室へのご理解、ご支援を引き続きお願い申し上げます。前室長は4年間その任にあたられましたが、その間に、学外における研究交流集会の年2回開催を定着させ、また三重短期大学のホームページにリンクする形で、地研のホームページを立ち上げました。それにより、多くの方々に地研年報や地研通信をインターネットにてご覧頂くことができるようになりました。このように、研究成果を地域に還元するという地研設立当初よりの理念を具現化する新たな一步を踏み出したことが前室長の大きな功績と申せましょう。それを引き継ぎ、さらに定着、発展させていくことが私の務めであると考えております。

さて、この4月は室長の交代のみならず、人事の面で、地研にとっては1つの転機を迎えることになりました。まず、地研設立にあたりご尽力いただいた当時の学長で、地研通信の題字を認めてくださった岡本祐次教授が定年退職されました。さらに、長年にわたり私と一緒に三重県における生涯学習にかかわる共同研究を続けてきました水谷勇教授が神戸学院大学へ、また、ここ数年は研究員から外れていましたが、設立当初から長年にわたり研究員を務められた藤田修三教授が青森県立保健大学へ、それぞれ籍を移されました。このように、当研究室の歴史を知る研究員がいなくなることは寂しい限りですが、本学での研究活動を血肉として、それぞれ新天地でのご研究に邁進されますようご期待申し上げたいと思います。同時に、4月より本学に赴任された教員の方々には、なるべく早い時期に地研研究員としてもご活躍いただきたいと願っております。

このような人事面の事情が絡み、後掲のように、本年の研究員体制は例年に比べるとこじんまりとしたものになりました。まず、本年度の奨励研究は、茂木研究員の継続研究である「近世・近代の三重県域におけるマビキ慣行の研究」と決定しました。この研究成果に基づく研究交流集会在年末ないし年始に予定されています。一般研究については、間近に迫ってきた市町村合併や津市中心市街地の活性化など地域行政に密着したもの、三重県におけるDV対策や男女共同参画行政などジェンダーにかかわるもの、さらには移住労働者の国際的保護あるいは民族と地域をテーマとするものがあります。

私事になりますが、先年、県の生涯学習審議会委員を務めておりましたときに、地域の教育について議論する中で、そもそも「地域」とは何かということが話題になりました。狭くとらえれば、例えば一身田中野あるいはその中の組内というような小さな地域があります。審議会では「家庭も地域なのか」という点も討論されましたが、明確な結論は出ませんでした。一方、広くとらえれば、アジアやアフリカ、ヨーロッパというような地域をあげることができます。さらに、インターネットの普及に伴い、現実には遠距離にありながら、バーチャルコミュニティを形成することも可能になってきましたし、良し悪しは別として、むしろそちらに親近感を覚える人々が増えてきているようにも思います。今年の研究テーマを眺めても、地域という概念が多様であり、それゆえ地域研究も多彩でありうるということが再認識されます。

最後になりますが、当初は三重県や津市という地域との結びつきを念頭にスタートした当研究室も今年で20年目を迎えております。設立時は正真正銘ゼロからの出発であり、初年度は廃棄される資料類を譲り受けるために、研究員総出で県庁へ出向いたことを思い起こします。その後、科研費を受けたり、

慣れない委託研究を全うする中で、少しずつ研究室としての体裁を整えるとともに、個々の研究員も実力をつけていきました。現在は自主研究が中心ですが、そこに至るまでの紆余曲折は、今にして思えば険しくも必要な道程であったのかもしれませんが。先の研究員総会において、今年度末に発行する地研年報を20周年記念号とするとともに、来年度の早い時期に記念行事を開催することを決定しております。具体的な企画はこれからですが、ぜひご期待いただきたいと思います。

2003年地域問題総合調査研究室研究員

(研究期間 2003年4月～2004年3月)

個人研究

- 尾崎正利 「移住労働者の国際的保護(継続) - 二国間条約の機能の検証 - 」
- 立石直子 「三重県におけるDV対策の現状と課題」
- 立石芳夫 「三重県における市町村合併の動向」
- 東福寺一郎 「三重県内13市における男女共同参画行政の現状について」
- 南 有哲 「『民族』概念と『地域』範疇」
- 疋田敬志 「市町村合併とまちづくりの課題」
- 岩田俊二 「津市中心市街地活性化構想作成に関する研究」

奨励研究員

- 茂木陽一 「近世・近代の三重県域におけるマビキ慣行の研究(継続)」

2003年度 地研事務局体制 (2003年4月1日現在)

- 室長 東福寺一郎
- 事務局長 尾崎 正利
- 会計担当 立石芳夫
- 図書担当 茂木陽一
- 地研通信担当 南 有哲
- 地研年報担当 地研事務局
- 法経科運営委員 南 有哲
- 生活科学科運営委員 岩田俊二
- 事務局・助手 松本 環

【研究概要】

個人研究

研究者名	研究課題	研究概要
尾崎正利	移住労働者の国際的保護 (継続) - 二国間条約の機能 の検証 -	ILO及びOECDの研究成果及び研究の変遷を前提として、移住労働力流入をコントロールし、受入国における労働市場規制並びに定住化傾向への保護について、二国間条約の機能を検証するとともに、日伯間における政府間協力のあり方について引き続き検討する。
立石直子	三重県におけるDV対策の 現状と課題	平成16年度のDV防止法改正に向けた三重県のDV対策の現状を調査する。
立石芳夫	三重県における市町村合併 の動向	今日全国で展開している市町村合併は、小泉内閣の「構造改革」における地方制度改革の一大戦略として位置づけられている。三重県においても合併重点支援地域の指定をはじめ、任意・法定合併協議会を設立している自治体が多数に及ぶなど、合併の推進に向けて着実な準備がすすめられている。

		<p>本研究では、こうした三重県の各地域における市町村合併の動向を時系列的にフォローするとともに、各地域が合併に踏み切った背景、住民意識の動向、合併後の財政予測などについて分析していく。</p> <p>主な研究対象地域として、基本的に県内全体の動向を視野に収めつつも、2002年度に引き続き、津市を中心とする地域（津地域）の法定合併協議会以降の状況について考察していきたい。</p>
東福寺 一郎	三重県内13市における男女共同参画行政の現状について	<p>国における基本法・県における条例の制定から数年が経ち、市における男女共同参画推進に向けてどのような変化が起きているのかをヒアリング調査により考察する。</p>
南 有 哲	『民族』概念と『地域』範疇	<p>民族を概念的に把握する際における『地域』の理論的位置付けについて、オッター・パウアーの理論を手掛かりに検討する。</p>
疋田 敬志	市町村合併とまちづくりの課題	<p>2006年を目途に検討、進行中の市町村合併に伴う行政を住民にかかわる問題につき、まちづくり・環境・福祉の分野でのあらわれと課題をみていく。</p>
岩田 俊二	津市中心市街地活性化構想作成に関する研究	<p>津市中心市街地活性化構想を作成する基礎的研究として、都市基盤、交通、商業施設の各分野について他地区の整備事例を収集するなどして分野別の活性化方策についての基礎的研究を行う。</p>

奨励研究員

研究者名	研究課題	研究概要
茂木 陽一	近世・近代の三重県域におけるマビキ慣行の研究 (継続)	<p>昨年申請したテーマの継続である。</p> <p>明治15年以降の「伊勢新聞」などの記事から、マビキ慣行に関連する記事を集成して、長期的な変化を把握したい。</p>

「自然主義」としての人間中心主義 環境倫理について

南 有 哲

はじめに

環境破壊が人類とその文明の運命を左右する重大問題である、という認識は、すでに広範な人々に共有されていると言ってよいだろう。左派から右派にいたる政治勢力、行政機構から批判的社会運動さらには企業にいたる様々な組織が、その行動の内実はともかく表向きは環境保護の必要性を、何らかの形で訴えるに到っている。このことは、多様な思想をもつ人々が「環境保護」という課題に対して連帯することを可能ならしめる条件が形成されていることを示すものであるが、他方では環境問題の把握にあたって多様な価値観が持ち込まれ、結果としてその認識と理解において混乱が生じかねないことをも意味する。

環境問題が人類の未来にとって決定的な意味をもつものであればこそ、それはできるだけ多数の人間にとって受容することのできる、可能な限り合理的な枠組において理解される必要がある。このエッセイは環境倫理における二大パラダイムとしての「人間中心主義」と「生命（自然）中心主義」の対立を検討し、人間中心主義を軸に「自然主義と人間主義の統一」を図ることを課題とするものである。

1 生命中心主義と人間中心主義

環境倫理における二つのパラダイムを整理し、対立点を明確なものにしたのは河野勝彦『環境と生命の倫理』（文理閣、2000年）、特にその第一章である。以下、河野の叙述を参照しつつ、生命中心主義および人間中心主義の両者について概観する。

（1）生命中心主義

前近代社会においては、自然に対する人間の生産活動は単に経済的のみならず宗教的倫理的意味をもつ（たとえば自然に宿るとみなされた神的存在に対する畏敬の念を孕む）ものであった。しかし、近代における自然の脱魔術化によって、人間の対自然活動は技術的な合理性と経済的な効率性の追求の上に展開されるようになり、自然は倫理的対象からは排除されるようになった。すなわち、自然に対する人間の行為については、その経済的適切さや技術的妥当性について問われることがあっても、倫理的にみて正しいか否かは問われることがなくなった。倫理的評価が問題になるのは、それはその行為によって当該の自然に対する他人の権利が侵犯された場合に限定されたのである。たとえば近代の道徳理論の礎者の一人であるカントは、理性的存在者としての人間は、絶対的価値をもつ「人格」「目的自体」として扱われるべきであり「物件」のように「手段」としてのみ扱われてはならないと説いたが、そこでは人間以外の自然的存在は人間の手段とされているのである。

しかしこのように倫理的対象を人間に限定し、自然そのものに対しては直接的にはなんらの倫理的配慮を払わない近代の倫理学に対して疑問が呈せられるようになってきた。公害や環境破壊の進行に対して近代の倫理体系が有効な歯止めを提供しうる理論的枠組をもっているかどうか疑われ、むしろ近代の人間中心主義の倫理こそが近代文明による環境破壊の元凶と見なされさえするようになった。こういった状況を背景に、近代の倫理学の枠組を拡張し、人間だけではなく動物、植物、山、川といった自然物そのものに人間の目的から独立の内的価値を認め、人間の対自然活動を経済的動機のみならず倫理的動機によっても規制・評価しようとする「生命中心主義」が登場したのである。

河野によれば、この生命中心主義は、さらに二つの潮流に区分される。一つは「動物解放論」であり、快苦を感じる動物を倫理的対象とし、それ以外の動植物・自然物はこれに含めないという立場である。その代表的論者たるシンガーは倫理的対象を人間に限定することを「種差別」であるとして反対する一方、快苦を感じる動物とそれを感じない動植物との「生命の質」による「序列化」を容認する。

もう一つは「生態系保存論」と呼ばれるものである。この立場は、「動物解放論」が快苦を感じる動物個々の権利の擁護を掲げたのに対し、自然生態系全体の保存を問題にするものである。この議論を切り開いた論者であるレオポルドは、人間を取り巻く環境としての個人・社会についてはこれまで倫理の対象とされてきたが、いまや「土地」をもこれに含める段階になったとする。ここでレオポルドの言う「土地」とは、単なる土ではなく土壌・水・植物・動物からなる「土地共同体」であり、「生命ピラミッド」を織り成す生命共同体を育む源泉として位置付けられる。そしてこの生命共同体においては人間は単なる一つの生物種に過ぎず、特別視されるべきものではないのである。そして人間の行為の正しさは土地共同体に対する義務の実現に置かれるが、その内容は「それが、生物共同体の全体性、安定性、美観を保つものであれば正しく、そうでない場合は正しくない」というものである。またこの立場は生態系全体あるいは各生物種の保護を重視にするわけであり、個別生物の生命の保護については、食物連鎖の事実から見ても問題にはならない。その点で動物解放論がアトミズムの見地に立つのに対し、生態系保存論はホーリズムの見地に立っていると見える。

（2）人間中心主義

上述のように、生命中心主義は現代の危機的な環境破壊の一因として人間中心主義を位置付け、その超克を図るものであったのであるが、これに対して従来の人間中心主義の基本を維持しつつ、その枠内で環境問題の解決を図ろうとする潮流も存在する。この人間中心主義の環境倫理学は、河野によればその特徴が以下のように総括される。

人間以外の存在に権利を認めたり倫理的価値を置くことの理論的可能性を否定し、倫理的対象の枠を拡張することは理論的混乱をもたらすのみであるとする。

環境問題の解決にとって倫理的対象の拡張は必要ではなく、近代倫理学の見地を十全に展開することで十分である。

未来の人々の権利を考慮する。

こういった見地をとる人間中心主義の論者として、河野はJ・パスモアをあげる。パスモアは現在の西洋文明の陥っている経済的繁栄第一主義に反対し、その限りで「新しい倫理」の必要を認めるが、しかし

それは従来の倫理を徹底することによって可能になるとする。そして環境問題を引き起こしている根底には人々の「貪欲と近視眼」から発する行動があるとし、この二つの行動を克服する生き方が求められているとする。なぜなら自然的存在としての人間は健全で正常な自然環境なしには快適に生きられないし、自然生態系の破壊は人間の生活に脅威を与えずにはおかないからである。そのためには個人のみならず企業さらには国家の啓蒙が必要であり、政治的転換が不可欠となる。

人間中心主義の立場はこのように必然的に自然保護に向かうが故に、従来の倫理学の枠組で自然保護の必要性を根拠付けることが可能であるし、したがってまた新しい枠組が要求されることにもならない。河野はパスモアのこの立場を「短絡的で経済優先的な利己的人間中心主義」に対する「啓蒙された人間中心主義」(35頁)と呼ぶのである。

(3) 「人間主義と自然主義の統一」

河野は二つのパラダイムについて上記のように述べた後、第一章の末尾で「われわれがどちらの側に与するかは、難しいところであるが、人間主義と自然主義の統一の方向でこの問題を考えていきたい」(46頁)と述べている。続く第二章においては、「動物解放論」および「生態系保存論」についてより詳細な検討が加えられた後、「人間主義と自然主義の統一」についてより具体的な叙述がなされているが、その論点は、私見によれば以下のように概括される。

生命中心主義のうち、動物解放論はヒューマニズムの動物への拡張であり、また生態系保存論は「人間の存在を前提とした」「現在の」生態系の保存を規準に倫理的価値を評価しようとしている。したがって、どちらも反ヒューマニズムではなく、むしろヒューマニズムと共可能(compossible)であることになる。ところで、この生態系にはわれわれ人間が含まれているのもまた事実であり、その意味でわれわれは「人間の住んでいる」「現在の」生態系を特別視せざるをえない。またわれわれ人間は他の生物との間に利害の対立をもっているし、さらに言えば倫理的行為主体たりうるのは人間だけであるという非対称性がある。こういった要素は人間中心主義の立場に強力な根拠を与えることになる。しかし、植物や動物、そして生態系は目的論的なあり方をしており、したがってそれ自身にとっての価値、人間による評価からは独立した内的な価値を、客観的事実として持っているのであり、このことを承認するならば狭隘な人間偏重主義に立つことを免れることができる。

このように述べた上で、河野はその章を以下のような言葉で締めくくる。

「...今や地球環境を左右する力をもつ人間に求められる倫理的立場は、人間以外の他者の存在を認める倫理、自己をその一構成員とし、自己を相対化する倫理である。非人間中心主義の環境倫理学は、その課題を担っているといえる。」(78頁)

河野は二つのパラダイムの関係をこのように捉えているのであるが、全体として見れば、河野は生命中心主義を「自然主義」、人間中心主義を「人間主義」ととらえた上で両者の共存の可能性と役割分担の必要性を指摘するとどまっており、両者の理論的關係を明らかにした上での統一的把握に到ったとは、必ずしも言い難いように思われる。したがって河野の提示した「人間主義と自然主義の統一」という課題は未だ残されているものと言わねばならない。

2 「人間主義と自然主義の統一」に向けて

(1) 自然と人間をいかに把握するか

生命中心主義と人間中心主義の理論的關係を論ずる前提として、自然と人間との関係そのものを理論的に把握しておく必要がある。この問題についての私の認識を大雑把に整理すると、以下のようになる。

労働する動物としての人間

いうまでもなく、人間は霊長類の一種として進化してきた存在であり、その点で他のすべての動物と同様に自然によって産み出された自然の一部である。しかし他の動物が主として環境に順応して生きていくのに対し、人間の場合は環境に働きかけてこれを変革し、環境をみずからに適合させる存在であるという点において決定的に異なっているが、そこにおける本質的な契機となるのが労働である。労働とは自然(対象)に対し、目的意識的に働きかけることであり、人間はそれによって自分が必要とするものを創り出し、自分の生命を維持する。

労働概念の中核にあるのは目的意識性である。動物も一見すれば「労働」しているように見える。例えば巧みに巣をつくるクモやダムをつくるビーバーの姿に、われわれは「仕事」のイメージを重ね合わせてしまうし、さらにいえばある種のアリはキノコの「栽培」すら行うことで知られている。しかし動物の場合、そういった行動は進化のなかで獲得された先天的なプログラム=本能によるものであり、ある特定の環境に対しては芸術的なまでに適合するが、環境が大幅あるいは急激に変動すると適応できなくな

てしまう。

これに対し人間は、周囲の環境を観察し、何が必要なかを考えて判断し、イメージをもち、計画をたて、それにしたがって必要なものをつくりだす。さらには経験をフィードバックさせることにより、自らの生産物に改良を加え、よりよいものをつくりだすことも可能である。このような人間労働の目的意識性をもっともよく示すのが道具の生産である。なぜなら、道具とは特定の目的を達成する手段として創り出されたものだからである。

したがって、気候や地形の変化によって、これまで多くの動物が絶滅してきたのに対し、人間は環境の変化にそれなりに対応し、また異なる環境の下に入り込んでいくことも可能になった。こうして人類は度重なる気候変動に耐え、東アフリカのサバンナを起点として、砂漠から極地、孤島から高山にいたる地球全域に拡散し、またそのニッチを拡大していったのである。

生態系の一部としての人間

このように人間は環境に対して普遍的に関わるのであるが、そのことは生態系における人間の位置に独特の性格を与えている。まず、人間は生命再生産活動（生命の維持と繁殖）に必要な資源を、自らが属する生態系の内部において獲得せざるをえない。また人間の生命再生産の円滑な遂行のために必要な物理的条件（温度・湿度・大気成分その他）の確保にあたっては、生態系が重大な役割を果たしている。このように人間は他の全ての動物や植物と同様に生態系に大いに依存する存在である。

他方で、人間は目的意識的に環境に介入し、自らの要求に適合するように環境を改変する存在であり、人間の生命再生産活動は必然的に生態系をも大きく変容させていくことになる。すでに旧石器時代の段階において、人間による大規模な狩猟活動が大型獣の多くを絶滅させたとの見方もあるが、何といても画期をなすのが農耕および牧畜の開始である。人間による有用動植物の栽培・飼育、および人間の移住や交易に伴う生物の移動は世界各地で生物相を攪乱している。また灌漑や耕地整備・森林伐採といった、農耕や牧畜の基盤を整備するための人間の活動も生態系に甚大な影響を与えるが、こういったことは文明の形成と発展にともなう人口の増大および特定地域への集中によってさらに加速される。

この傾向は産業革命を契機とした機械制大工業の成立によって一大飛躍を遂げる。科学的知識の意識的適用に基づくテクノロジーの発展、特に化石燃料さらには核物質の利用によるエネルギー使用規模の増大と、天然のものとしては存在しない多様な物質の創出は生態系に対する人間の影響力を爆発的に増大させた。さらに遺伝子組み替えに代表される生命操作技術の進展は、生態系を構成する生物個体及び生物種そのものを人間による目的意識的な改変の対象とするに到ったのである。

このように、人間は、生態系の一部としてそれに大きく規定されつつも、生態系全体に対して巨大な影響力を及ぼす存在となっていく。地球上に存在する生物の大部分、そして生物としての人間自身も、人間による改変を受けた生態系の一部を構成することになったのである。

社会関係による媒介

ミクロな視点から労働を見ると、対象たる自然に働きかけているのは個々の人間である。しかしマクロな視点から見ると、人間の労働は基本的に分業や協業といった社会的活動として展開されていることがわかる。無人島に漂着して独力で何から何まで作り上げたというロビンソン・クルーソーにしても、彼にそのようなことを可能にさせた技術や知識は人間社会のなかで成長し生活して行く過程で彼が身につけたものであり、したがって他人との交流なくしてはありえないものであった。

労働がこのように本質的に社会的なものであるならば、自然に対する人間の働きかけのあり方も、当然に社会のあり方に深く規定されることになる。今日の社会のあり方を根本的に規定しているのは、生産者の相互他人関係を本質的契機とする商品生産であり、さらにそれを基礎に成立した資本 - 賃労働関係を本質的契機とする資本制生産である。商品生産者相互の激しい競争に媒介された資本の蓄積欲求を原動力とする資本制生産は、先に述べたテクノロジーの発展を促進するとともに人間の消費欲求を解放した。このことによって科学的知識および生活上の利便が著しく増大した反面、生態系に対する人間の影響が巨大かつ無秩序なものとなり、結果として生物種としての人類そのものの存立が脅かされるという状況に立ち至ったのである。

こういった人間と自然との関係は、生物種としての人間の進化と、それに並行して展開した社会の進化を通じて形成されたものであり、その意味においてまさに「自然の産物」「自然の一環」とであると捉えられなければならない。

（２）「反自然主義」としての生命中心主義

自然と人間との関係を以上のように把握する見地からすれば、生命中心主義はどのように評価されることになるであろうか。まず、「動物解放論」の見地についてであるが、その実践的結論である「肉食否

定」「家畜全廃」に示されるように、そもそもこれは人間による動物の資源としての利用を拒否する思想である。河野は「動物解放運動のターゲットは、大量の動物虐待、動物殺害の主要な場である工場畜産と動物実験である」とし、また「問題は肉食を控えるかどうかにあるのではなく、いかなる食のあり方をもつかにある」のであり、「野生の自然ではなく、完全に人間のコントロールのもとにある人工的につくられた環境における動植物の扱い方を問題にする倫理が展開されねばならない」(66-67頁)と説くが、しかし「快苦を感じる動物」を倫理的対象とする以上、それは伝統的な形態における狩猟や漁労・牧畜といった、必ずしも環境破壊的ではない「持続可能な」動物利用をも否定することにならざるをえない。したがって、この見地は生態系の一部としての人間のあり方を否定する、一種の反自然主義であると評価することが可能である。

一方、「生態系保存論」についてはどうであろうか。人間を生態系の一部として捉え、生態系全体の保存を主張するこの議論は、「快苦を感じる」が否かで生物を恣意的に区分するような、「動物解放論」の非合理性を免れていることは確かである。しかし、問題は河野の言う「人間を特別視しない」ということの中味であって、河野は別の個所で次のように述べている。

「生態系保存論、ディープ・エコロジーは、人間の手の加わらない自然そのものに価値を置く。」(74頁)

「実際、レオポルドの土地倫理をさらに『地球倫理』の方向に展開しているディープ・エコロジーは、人口を一億人あるいは十億人くらいにすることを主張している。現在の生態系を構成する生物共同体のなかで、人間を特別視するいかなる根拠もなく、人間は一個の生物種に過ぎず、しかも生態系を攪乱する元凶であるというのが、この生命中心主義の立場であるからである。」(71頁)

原生自然そのものに価値を置き、なおかつ「人間を特別視しない」という見地は、必然的に文明の否定に結びつく。人間の環境への関与の程度は、個体および種の生物としてのギリギリの生存を可能にする程度にまで制限され、人間はいわば「狩猟・採集する大型霊長類」としての生活様式と、それにふさわしい個体数さらには知的水準にまで退行することを求められるというわけである。

このような考え方に対する最も有効な批判は、私見によれば、人間はかつて置かれていたそのような状態を自ら脱却したという事実そのものにある。個体の生命維持および繁殖の条件をより好適なものにするために目的意識的に環境に働きかけるという人間の行動様式は、それ自体が進化の所産すなわち自然の産物である。したがって、人間の活動水準を旧石器時代せいぜい新石器時代の水準にとどめおき、最終的に科学技術文明の建設にまでいきつくことを阻止するためには、文字通り「自然に逆らう」ための努力が必要とされることになる。このように「生態系保存論」もまた、それが人間の生物としての特殊性および生態系におけるその特殊な位置を「自然のもの」として認めない点において、動物解放論と同様に「反自然主義」の見地に立っているのである。

このように生命中心主義は、自然の産物でありその一部であるところの人間を自然から切断して対立させ、自然に対して超越的な立場をとるよう人間に求める点において、その「反自然主義」としての本質が存在する。したがってまたこの枠組は、「特別な被造物」たる人間による自然支配の権利を主張する西欧の伝統的な自然観に立脚したものであり、その陰画に過ぎないとも言えるのである。

(3) 「反人間主義」としての「経済的繁栄第一主義」

他方、人間中心主義についても河野は二種類を挙げているが、まずは河野によって「経済的繁栄第一主義」(34頁)あるいは「短絡的で経済優先的な利己の人間主義」(35頁)と呼ばれているものについて見てみよう。これは開発と生態系保護の二つの課題が相互排斥的となる局面において、原則として前者を優先させようとする立場であると理解される。

この見地は人間による自然環境および生態系の資源としての利用を当然視する点において、生命中心主義よりもむしろ「自然主義」的なのであるが、しかし人間の生物種としての存在条件が生態系に深く依存している点を配慮せず、ただひたすら致富および利便の手段としてしか捉えない点において、極めて「反自然主義」的であると言える。

そればかりではない。人間がその生命再生産を生態系に深く依存している以上、経済開発のための生態系破壊によって、生活や生存を直接間接に脅かされる人々が必ずや生じることになるが、「経済的繁栄第一主義」に立った開発はこれらの人々の抵抗を排除することによってしか貫徹されえないので、この見地は必然的に権力にアクセスできない人々への圧迫の黙認につながっていく。さらに言えば、この見地によって正当化された今日の大規模な生態系破壊によって便益を得る人々は、共時および通時の両面において人類の一部分に過ぎず、全体としての人類はその存在条件が脅かされ深刻なダメージを受けることになる。こういった点に鑑みると、このような見地は一見「人間中心主義」であるにしても、結果にお

いて極めて「反人間主義」的であり、「人間中心主義」の名に値しないものであると言わねばならない。

(4) 「自然主義 = 人間主義」としての「啓蒙された人間中心主義」

ならば、河野の言う「自然主義と人間主義の統一」に該当するような環境倫理には、いかなる内容が求められるのであろうか。まず、人間の生活と生存が自然および生態系に深く依存しているものである以上、それは自然と生態系の破壊に対して抗議し、その保護を主張するものでなければならぬのは言うまでもない。しかしその一方で、人間が環境に対する目的意識的な働きかけと改変をその本質的属性とする生物であり、そのようなものとして自然および生態系の一部である以上、自然や生態系の改変**それ自体**を罪悪視することはできない。したがって、あるべき環境倫理は、人間による自然および生態系に対する作用や改変の「あり方」を問題にするものでなければならない。

さらに、人間が自然に作用するその「あり方」は社会関係によって深く規定されるのであるから、ここで社会制度の問題が浮上することになる。人間の生物としての健全な生存と繁殖、そして世界の人々の多くが要求する「人間らしい生活」（あるいは日本国憲法のいう「健康で文化的な最低限度の生活」）を全人類に可能ならしめるような「あり方」を保障し、それを不可能にするような「あり方」を防止するために求められる社会制度を、あるべき環境倫理は構想する必要があるだろう。

このような考え方は、実は河野の挙げるパスモアの立場すなわち「啓蒙された人間中心主義」の見地に近接していることは明白である。「自然主義と人間主義の統一」に立った環境倫理を構築するためには「啓蒙された人間中心主義」の見地を、科学的知見によって基礎付けつつ、より緻密なものに発展させていくことが必要なのである。

おわりに

環境問題をめぐっては、認識と実践の両面において人間と自然の双方を重視することが要求される。したがって私たちには「自然主義」と「人間主義」を両立させることが求められるわけであるが、人間と自然との関係を念頭におくならば、自然に対し賢明に接することを可能にする真の「人間中心主義」こそが両者を真に統一するものであるということが、本稿の結論である。

生態学者の鷲谷いづみはその著書『生態系を蘇らせる』（日本放送出版協会、2001年）のなかで次のように述べている。

「健全な生態系とは、ヒトがそこから自然の恵みを十分に得ることができるような生態系である。そこでは、多様な動植物や微生物の連携プレーによって、有機物の生産、栄養塩の再生・保持・循環・特有の攪乱作用とそれに対する植生の応答などの、多様な生態系のプロセスが円滑に進み、エネルギーや物質のダイナミックなうけわたしと循環が保障されている。そして、それらの担い手である動植物や微生物が、絶滅の心配なく存続することができるような条件が整えられているのである。

このような性質は、ヒトの干渉によって大きく機能の損なわれた生態系である不健全な生態系においては、決して期待することができない。不健全な生態系は、自然の恵みを提供することができない。なぜなら、生産性が低下し、土壌からは栄養塩が溶脱し、動植物が絶滅しやすく、システム全体が不安定化するなどの兆候があらわれているからである。わずかな外力によって極端な変化がもたらせるのも、不健全な状態と言えるであろう。」(130頁)

さらに鷲谷は、「『開発』の持続性や『収量』の維持ではなく、『健全な生態系』を持続させることこそ、私たちがもっとも重視すべき目標でなければならないという見方が、持続可能性を希求する人々の間で有力になってきている」とする。そして、そのためには二つの社会的目標、「生物多様性」および「健全な生態系の持続」を同時に追求することが必要視されているとし、それらを統合的に実践するための社会的方策として「生態系管理」が提案されているとする(137頁)。この「生態系管理」とは、単に生態系を対象にした管理ではなく、「地域の生態系の望ましい特性、すなわち生物多様性や生産性の持続、あるいはそれらの回復のための活動を導く科学・技術を広くさす概念」(138頁)である。そしてこの方策は、対象の不確実性を認めた上で変化や認識の深まりに即して計画や手法を適切に変容させる順応的な方法で、また多様な利害関係者の参加のもとに実施するやり方、すなわち「順応的管理」の手法を用いてなされることが推奨されていると述べている(147頁)。

こういった「生態系管理」という考え方について、鷲谷は「どちらかといえば『人間中心主義』の立場にたったもの」(140頁)と述べているが、このような見地に立つてこそ、多くの人々の支持を得て社会を持続可能な方向に導くことが可能になると、私は考えるものである。

【受入図書一覧】

本研究室で平成15年3月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
「政策評価」の理論と技法	龍 慶昭・佐々木亮
総合型地域スポーツクラブ	NPO法人クラブネッツ
薬害エイズ裁判史 第1巻 訴訟編	東京HIV弁護団
薬害エイズ裁判史 第2巻 運動編	東京HIV弁護団
薬害エイズ裁判史 第3巻 真相究明編	東京HIV弁護団
薬害エイズ裁判史 第4巻 恒久対策編	東京HIV弁護団
薬害エイズ裁判史 第5巻 薬害根絶編	東京HIV弁護団
<日本人>の境界	小熊英二
環境社会学 第1巻 環境社会学の視点	飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊
環境社会学 第2巻 加害・被害と解決過程	船橋晴俊
環境社会学 第3巻 自然環境と環境文化	鳥越皓之
環境社会学 第4巻 環境運動と政策のダイナミズム	長谷川公一
環境社会学 第5巻 アジアと世界 地域社会からの視点	飯島伸子
いのち・開発・NGO	デヴィッド・ワナー/デヴィッド・サンダース
学び・未来・NGO	若井晋・三好亜矢子・生江明・池住義憲
マネジメント・開発・NGO	キャサリン・H・ラウエル
第2版 特定商取引法ハンドブック	齋藤雅弘・池本誠司・石戸谷豊
注釈 少年法(改訂版)	田宮裕・廣瀬健二
英文履歴書の書き方と実例集	田上達夫
説明責任 内部告発	NPO法人 科学技術倫理フォーラム
発達障害白書 2003	日本知的障害福祉連盟
独立行政法人	福家俊朗・浜川清・晴山一穂
政策評価の現状と課題	政策評価研究会
地域政策の道標	戸田常一
市町村のための産業振興のポイント	市町村産業振興研究会
現代の人権【第2版】	川人 博
産業創出の地域構想	島田晴雄
世界の環境危機地帯を往く	マーク・ハーツグート
核廃棄物は人と共存できるか	マルチヌ・ド・ギョーム
豊島産業廃棄物不法投棄事件	大川真郎
なぜ貧困はなくなるしないのか	ムクシュ・イクラン/アショク・コトワル
欲望する環境市場	江澤 誠
デンマークの環境に優しい街づくり	福田成美
グローバル化と「日本的労使関係」	相沢興一・黒田兼一
地方財政小辞典	石原信雄・嶋津 昭
経済新語辞典 2003年版	日本経済新聞社
英和 経済学用語辞典	多賀出版編集部
「循環型社会」を問う 生命・技術・経済	エントロピー学会
ヤミ金融	鈴木宏明
市民がつくる公共事業	田中康夫・小野有五 他
男女共同参画 向老期をともに生き、ともに学ぶ	(独)国立女性教育会館
年金がない!?	学生無年金障害者訴訟全国連絡会
公共哲学1 公と私の思想史	佐々木毅・金泰昌
公共哲学2 公と私の社会科学	佐々木毅・金泰昌
公共哲学3 日本における公と私	佐々木毅・金泰昌

書名	筆者名
新教育事典	遠藤克弥
性同一性障害と法律	石原 明・大島俊之
戦後日本経済を検証する	橋木俊詔
ベンチャー企業の経営と支援	松田修一
本四架橋と地域経済	井原健雄
社会保障改革の経済学	八代尚宏・日本経済研究センター
子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在	住田正樹・南博文
バングラディッシュの発展と地域開発	向井史郎
医療経済学	漆 博雄
福祉国家システムの構造変化	渋谷博史・内山昭・立岩寿一
社会福祉辞典	社会福祉辞典編集委員会
航跡	相田 洋
平成14年度 文部科学白書	文部科学省
過疎対策データブック 平成15年1月	過疎対策研究会
平成14年版 世論調査年鑑	内閣府大臣官房政府広報室
統計でみる県のすがた 2003	総務省統計局
データでみる県勢 2003	(財)矢野恒太記念会
社会生活統計指標 2003	総務省統計局
平成14年度版 中小企業施策総覧	中小企業庁
地域経済レポート 2002	内閣府政策統括官
文部法令要覧 平成15年版	文部法令研究会
平成14年度 地域研究所年報 第25号	旭川大学地域研究所
平成13年度 地方公営企業決算概況	三重県地域振興部市町村行政チーム
平成13年度 市町村財政の概要	三重県地域振興部市町村行政チーム
平成11年度 地方都市中心街の魅力づくり支援事業 地方都市中心街の魅力発見フォーラム	国土庁地域振興局地域都市整備課
平成15年版 地方財政白書	総務省
平成15年版 国土交通白書	国土交通省
中小企業白書 2003年版	中小企業庁
平成14年版 女性労働白書 - 働く女性の実情 -	厚生労働省雇用均等・児童家庭局
文部科学統計要覧 平成15年版	文部科学省

編集後記

『地研通信』73号をお届けします。冒頭の東福寺新室長の就任の辞にもありますように、設立されて20年という節目を迎え、地研スタッフ一同、研究を通じた地域貢献のためますます力を尽くしていく所存ですので、今後ともよろしく願いいたします。

ところで、私は実は釣りを趣味としているのですが、その関係で最近「外来魚駆除」の運動に少しかかわるようになりました。といっても年に数回琵琶湖で開催される「外来魚駆除釣り大会」に参加する程度なのですが、最近では関心も膨らんできて、文献を集めたり関連する記事やネットでの議論にも目を配ったりするようになりました。私の見る限り「生態系を守るため外来魚駆除は必要」という議論は世論において相対的に多数であるようですが、「バス釣りの楽しみを奪うな」、「害魚と決め付けるのは人間の勝手」、「外来魚だって生き物だから駆除して殺すのはかわいそう」という声も少なくないようです。「環境を守る」「自然を大切にすると」は本当はどういうことなのか、どのようにすれば合意が形成できるのか、難しい問題が横たわっているように思います。

そういった問題を一度根本的に考えてみたいという問題意識から、今回「環境倫理」について論じてみました。忌憚のないご批判をいただければ幸いです。(南)